

葉山町公共下水道審議会規則

平成7年7月8日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、[葉山町附属機関の設置に関する条例\(平成7年葉山町条例第13号\)第2条](#)の規定に基づき設置された葉山町公共下水道審議会(以下「審議会」という。)の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、公共下水道事業の運営その他町長が必要と認める事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有する者又は町民のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正(平成12年規則23号)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

葉山町附属機関の設置に関する条例

平成7年7月8日条例第13号

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、[別表](#)に掲げるものを置く。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	葉山町公共下水道審議会	公共下水道事業の運営に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	14人以内